

令和 2 年 6 月 25 日現在

機関番号：32612

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03475

研究課題名(和文) 民法典の編纂方針：立法技術、編成方式および再法典化をめぐる諸問題

研究課題名(英文) A Study on the Codification of Civil Law

研究代表者

水津 太郎 (Suizu, Taro)

慶應義塾大学・法学部(三田)・教授

研究者番号：00433730

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：民法典において、民法上の概念や規律について規定を設けるときは、どのような内容の規定にするべきかという問題のみならず、その規定の形式をどのようにするべきかという問題が生ずる。後者の形式に関する問題としては、その規定をどのように表現するべきかや、その規定をどのように配置するべきかが問われる。本研究が扱ったのは、後者の形式に関する問題である。具体的には、民法典の編纂方針や立法技術のあり方、パンデクテン方式に対する評価、特別法を民法典へと統合する方法等を取り上げた後、近年の法改正や本研究と関連するテーマについて検討をおこなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

民法典において、民法上の概念や規律について規定を設けるときに生ずる問題について、民法学は、これまで、どのような内容の規定にするべきかという問題について研究を進める一方、その規定の形式をどのようにするべきかという問題については、あまり大きな関心を払ってこなかった。しかし、後者の形式に関する問題の検討は、民法典の意義や役割にかかわるものとして、学問上重要であるのみならず、平成29年民法(債権関係)改正に向けての議論が示すように、実務上も避けておれないものである。本研究は、この学問および実務の双方から求められる研究の不足を補うものである。

研究成果の概要(英文)：When legislators are faced with the codification of civil law, they must consider two questions. First, what rules should be embodied in the code (the matter of content)? Second, what wording should be used to express the rules, and how should they be arranged (the matter of wording and order)? As there is a gap in the literature, this study addressed the second question, mainly focusing on the following topics: the idea of codification, problem of legislative technique, skeptical approach to the Pandekten system, and method of recodification.

研究分野：民法

キーワード：民法典

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

民法典において、民法上の概念や規律について規定を設けるときは、どのような内容の規定にするべきかという問題のみならず、その規定の形式をどのようにするべきかという問題が生ずる。後者の形式に関する問題としては、その規定をどのように表現するべきかや、その規定をどのように配置するべきかが問われる。民法学は、これまで、前者の内容に関する問題について研究を進める一方、後者の形式に関する問題については、あまり大きな関心を払ってこなかった。しかし、後者の形式に関する問題の検討は、民法典の意義や役割にかかわるものとして、学問上重要であるのみならず、平成 29 年民法（債権関係）改正に向けての議論が示すように、実務上も避けておれないものである。

2. 研究の目的

本研究は、これまでの研究の不足を補い、民法典において、民法上の概念や規律について規定を設けるときに、どのような形式にするべきかという問題について検討をおこなうものである。

3. 研究の方法

2. で示した研究の目的を達成するため、まず、平成 29 年民法（債権関係）改正に向けての議論を踏まえて、民法典の編纂方針・立法技術・総則について検討し（4.(1)）、次に、民法典の編纂方式について、パンデクテン方式に対する批判等を扱い（4.(2)）、さらに、再法典化について、特別法を民法典へと統合する方法を取り上げた（4.(3)）後、近年の法改正（4.(4)）や本研究と関連するテーマ（4.(5)）について、検討をおこなう。

4. 研究成果

(1) 民法典の編纂方針・立法技術・総則について

第 1 に、平成 29 年民法（債権関係）改正に向けての議論を踏まえて、民法典の編纂方針や立法技術を検討するとともに、民法典において総則を設けることについて、その長所や短所を検討した。研究期間に入った後、間もなく公表した論文（水津太郎「民法（債権法）改正の方針と民法典の体系」民商法雑誌 153 巻 1 号〔2017 年〕8-32 頁）では、この問題について、次のような結論を得た。この結論は、基本的に維持されるべきものであると考えられる。

平成 29 年民法（債権関係）改正に向けての議論では、民法典を国民にわかりやすくするという方針が示された。この方針によれば、立法技術としては、基本概念と基本原則について規定を設ける一方、ルールについては、事例志向型の規定を設けることとなるであろう。しかし、そのような規定をまとめた民法典は、包括性、一覽性、安定性という法典の本質的属性を備えないものとなる。また、そのような規定をまとめた民法典は、裁判官の判断や学問の自由を過度に制約する力をもってしまうおそれがある。

これに対し、明治民法典では、次のような立法技術をとることとされていた（「法典調査ノ方針」）。まず、規律については、「原則変則及疑義ヲ生スヘキ事項ニ関スル規則」を掲げるにとどめ、「細密ノ規定」は定めない（11 条）。ここにいう「原則……」とは、「概括ナル汎則」、つまり基本原則にとどまらない一方、事例志向型のルールとは異なり、「細密」にはわたらないルールを意味するものである。次に、概念については、「立法上特ニ定解ヲ要スルモノ」を除き、「定義種別引例等」は、これを削除する（13 条）。明治民法典は、このような立法技術を用いることによって、包括性、一覽性、安定性という法典の本質的属性を備えたものとなった。このような立法技術が用いられた背後には、万能ではない立法者は、将来生ずるさまざまな出来事をすべてみとおすことができないため、民法典は、判例および学説と協働して、民法を発展させていくべきであるという考え方をみてとることができる。

明治民法典で用いられた立法技術は、国民にわかりやすい民法典で用いられる立法技術よりも、基本的に優れたものであると考えられる。もっとも、基本概念と基本原則については、原則としてそれらの規定を設けるよう、その方針を改めるべきである。平成 29 年民法（債権関係）改正によって改正された民法典で用いられた立法技術は、明治民法典で用いられた立法技術を基本的に維持しつつも、いくつかの基本概念や基本原則について新たに規定を設けることとしたものである。この態度は、先に示した本研究の結論と合致するものであり、これを支持することができる。

民法典において総則を設けることについては、次の 2 つの問題が指摘されている。第 1 は、総則の通則性の限界であり、第 2 は、総則のわかりにくさである。第 1 点は、総則固有の問題ではない。総則方式ではなく、準用方式をとることとしたときであっても、あるところに置いた規定を他のところへとどのように準用すべきかという問題が残されるからである。第 2 点については、だれにとつての、どのような意味でのわかりやすさが問題とされているのか、かならずしも明らかでない。

他方、民法典において総則を設けることには、次のような意義がある。第 1 に、民法典が包括性、一覽性、安定性という法典の本質的属性（ ）を満たすためには、民法典において総則を設けるほうが望ましい。第 2 に、民法典が体系性を備えたものとなるためには、民法典において総則を設けるほうが望ましい。ここでいう体系性は、評価の首尾一貫性を確保するためのものと、みとおしやすさを確保するためのものとの 2 つの意味を含むものである。

総則方式は、準用方式よりも、基本的に優れたものであると考えられる。この意味において、

明治民法典が総則方式をとり、平成 29 年民法（債権関係）改正によって改正された民法典が総則方式を維持したことは、これを支持することができる。もっとも、債権総則と契約総則との関係については、将来の法律家の育成という観点から、債権総則と契約総則との一体化を図るべきである。平成 29 年民法（債権関係）改正によって改正された民法典では、債権総則と契約総則との一体化は実現されなかったものの、将来的には、このような一体化が実現されることが望まれる。

(2) 民法典の編成方式について

第 2 に、民法典の編成方式については、パンデクテン方式に対する批判等を扱った。ドイツ民法典は、総則、債務関係法（以下、「債務法」という）、物権法、家族法、相続法という編成方式をとっている。この方式が、パンデクテン方式と呼ばれるものである。日本民法典は、債務法と物権法との順序が逆であるものの、この方式に従っている。パンデクテン方式のうち、総則の評価については、(1) で扱った。それ以外の問題をめぐる議論について、近時のドイツでは、次のような整理がされている。は、パンデクテン方式全体に関する問題であり、からまでは、パンデクテン方式を構成する部分の内容に関する問題であり、からまでは、パンデクテン方式を構成する部分の順序に関する問題である。

編成の視点 債務法と物権法との区別は、相対効と絶対効という法律効果の区別にもとづくものであるのに対し、家族法と相続法の規定は、一定の社会的事実にかからしめられた法律要件を定めたものである。つまり、パンデクテン方式は、統一的な視点にもとづく編成方式ではない、という批判がある。しかし、このことがなぜ批判となるのか、かならずしも明らかでない。民法典の編成方式は、合目的的なものでありさえすれば、統一的な視点にもとづくものでなくても、とくに問題は生じないものと考えられるからである。

債務法のカテゴリー 債務法については、とりわけ、契約法と不法行為法とを債務法というひとつのカテゴリーのもとで統合している点が批判されてきた。しかし、比較法的にみれば、このようなかたちで債務法というカテゴリーを設けることは、むしろ支持を集めているとされる。

債務法と物権法との区別 債務法と物権法とを区別することについては、債務法と物権法との間の機能的関連性を見失わせるものである、という批判がされることがあった。しかし、今日では、このような批判をする者は、少なくなっている。相対効と絶対効との区別にもとづく体系化は、基本的な方向性としては、正当なものである。そして、民法典は、この区別を、例外を許さない硬直的なものとして定めているわけではない。

家族法と債務法の関係 家族法を独自のものとして編成することについて、強い影響力を有しているのは、次のような論証である。すなわち、家族法と債務法との間には、外見上の親近性しかない。家族法は、債務法とは異なり、法的なエレメントのみならず、自然的・道徳的なエレメントをも含むものである。家族法の独自性を認めることについては、異論はないとされる。

相続法の編成 相続法については、法定相続と遺言相続とを区別し、法定相続は、家族法に組み入れ、遺言相続は、財産法に組み入れるという考え方があった。かつては、この考え方に従って法典が編纂されたこともある。しかし、今日では、この考え方は、受け入れられていない。

債務法と物権法の順序 ドイツ民法典は、日本民法典と異なり、物権法・債務法の順序ではなく、債務法・物権法の順序をとっている。その理由については、債務法の規定は、いくつかのケースにおいて、物権法についても適用されるため、債務法のほうが物権法よりも抽象度が高いからであるとするものと、19 世紀の間に経済取引が拡大および進展したことに対応して、債務法の重要性が増したからであるとするものがある。

家族法の位置づけ パンデクテン方式では、家族法は、財産法よりも後、後ろから 2 番目に位置づけられている。このことは、家族法を財産法よりも軽視するものであると批判されてきた。しかし、この配列は、家族法を財産法よりも軽視するものではなく、個人から共同体へというテーゼの影響を受けたものであるとみることができ。また、この配列は、次のような理由によって正当化されることもある。すなわち、家族法の規定のなかには、財産にかかわるものがある。そのため、財産法は、家族法よりも、前に置かれなければならない。しかし、この理由づけは、かならずしも説得的ではない。家族法を財産法よりも前に置き、そのことによってとくに問題が生じていない国もあるからである。

相続法の位置づけ パンデクテン方式では、相続法は、一番最後に位置づけられている。これに対し、他国の民法典のなかには、相続法を物権法と債務法との間に位置づけるものもある。相続法を学ぶという観点からは、相続法は、家族法よりも後に配置したほうが望ましいとされている。家族法の位置づけは、国によって異なる（ ）。

(3) 再法典化について

第 3 に、再法典化については、特別法を民法典へと統合する方法を扱い、次のような知見を得た。ドイツやオーストリアでは、特別法を民法典へと統合する方法について、次の 3 つのものがあると整理されている。

それによれば、特別法を民法典へと統合する方法には、特別法をひとまとまりのものとして、民法典のなかに新たに設けた一章や一節等に割り当てる統合方法（以下、「一括型統合」という）

特別法の内容や規律に関する規定を、体系的に秩序づけたかたちで民法典に配する統合方法（以下、「体系的統合」という） 特別法の内容や規律に関する規定のうち、基本的な概念や基本的な規律に関する規定を民法典に配する統合方法（以下、「錨型統合」という）がある。

このうち、一括型統合のメリットは、立法者にとって最も容易な方法であること、特別法の

価値秩序とそのわかりやすさやつかいやすさが維持されることなどである。しかし、このメリットは、その反面で、次のようなデメリットをもたらす。すなわち、一括型統合は、立法者にとっては、最も容易なものである一方、法適用者に対し、大きな負担を課するものである。一括型統合がされると、法適用者は、評価矛盾を避けるため、民法典の価値秩序との関係で、特別法の規定を新たに位置づけ直さなければならなくなるからである。また、特別法がひとまとまりになっていたほうがわかりやすく、つかいやすいというのは、その特別法になじんできた者にとってしか、あてはまらない。しかも、特別法の概念や規律と民法典の概念や規律との関係が不明確であるという意味では、特別法は、けっしてわかりやすくも、つかいやすくもないはずである。これに対し、体系的統合のメリットとデメリットは、一括型統合のデメリットとメリットに対応するものである。すなわち、体系的統合が首尾よく実現されたときは、特別法の規定が民法典の価値秩序との関係で、制定法上、適切に位置づけられる。したがって、体系的統合は、法適用者にとっては、最も望ましいものである。また、特別法の概念や規律と民法典の概念や規律との関係が明確になるため、その意味では、特別法は、わかりやすく、つかいやすいものとなる。しかし、この方法は、立法者にとっては、最も難度の高いものである。立法者が誤解や過誤によって、特別法の規定を不適切な位置に配してしまうおそれがある。また、特別法になじんできた者は、少なくとも最初のうちは、体系的統合がされる前のほうが、わかりやすく、つかいやすかったと感ずるかもしれない。錨型統合によれば、民法典の概念や規律と特別法の概念や規律との間の基本的な関連性が、民法典に特別法の「錨をおろす」かたちで示される一方、基本的な概念や基本的な規律以外に関する規定は、特別法にそのまま残されることとなる。錨型統合は、一括型統合および体系的統合についてのメリットとデメリットとを折衷するものであるということができ

る。しかし、この方法では、民法典と特別法とが併存するという事態そのものは、解消されない。これら3つの方法については、錨型統合が最も望ましいとするものがある。しかし、そこで念頭に置かれているのは、民法典へと統合すべき特別法がきわめて多いケースである。このようなケースでは、体系的統合のデメリットが、前面にあらわれることとなる。これに対し、一般論として、次のような主張をするものがある。それによれば、最も望ましいのは、つねに、体系統合である。もっとも、場合によっては、暫定的な措置として、錨型統合によることが許される。他方、一括型統合は、きわめて例外的なケースでしか許されない。

一括型統合、体系的統合、錨型統合という分類については、次の留保が必要であると考えられる。すなわち、一括型統合と錨型統合は、特別法の全部を一括して民法典へと統合するものであるか、特別法の一部を民法典へと統合するものであるかに焦点を合わせるものである一方、体系的統合は、特別法を民法典へと統合したときに、民法典の体系性が保たれるかどうかに関心を合わせるものである。つまり、両者では、レベルの異なる問題が扱われている。特別法の価値秩序と民法典の価値秩序との間に、大きな違いがあるにもかかわらず、その特別法が民法典へと統合されることとなったときは、その特別法には、民法典のなかに新たに設けた一章や一節等を割り当てることとし、いわばその特別法を民法典のなかで隔離するほうが、体系的な観点からみて最も望ましいものと考えられる。この場合には、その統合の方法をたんなる一括型統合とよぶのは、適切ではない。他方、「体系的一括型統合」とよぶのでは、上記の3分類が崩壊してしまう。そこで、体系的統合においても、一括型統合や錨型統合と同じように、もっぱら統合の形式面に焦点を合わせるべきであると考えられる。つまり、体系的統合とは、特別法をばらばらにして、その概念や規律に関する規定を民法典のなかにすでに設けられている一章や一節等に配する方法のことである。このようにとらえると、体系的統合は、特別法が分解されるという意味で、これを「分解型統合」とよんだほうが適切であろう。民法典の体系性を重視する立場によれば、体系的な観点からみて望ましいのはどの方法であるかという観点から、一括型統合、分解型統合および錨型統合が選択される。特別法の価値秩序と民法典の価値秩序とが基本的に同一である場合において、その特別法が民法典へと統合されるときは、原則として、分解型統合が最も望ましいとされることとなる。

(4) 近年の法改正について

第4に、近年におこなわれた日本およびドイツの法改正に関する状況や、近い将来おこなわれるであろう日本の法改正に向けた動きを取り上げた。その際には、まず、規定の内容を扱わなければならないため、規定の形式については、十分な検討をおこなうことができなかったものの、規定の内容を中心として、次のような成果を挙げることができた。

平成29年民法（債権関係）改正によって改正された民法について、いくつかの規定を解説したり、若干の問題について検討をおこなったりした。

平成30年民法等（相続法）改正によって改正された民法では、相続による権利および義務の承継について、新たな規定が設けられた。その規定について、改正前相続法のもとでの判例法理や実務との関係、法制審議会民法（相続関係）部会における事務当局側の提案や立案担当者の理解、改正相続法の規定の文言等を踏まえながら、これを内在的にとらえるという観点から、いくつかの解釈論を展開した。

平成30年に制定された所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法について、立法過程等を踏まえ、全体の仕組みを明らかにした。

現在では、この特別措置法の制定等につき、所有者不明土地問題を契機として、民法・不動産登記法の改正に向けた作業が進められている。このうち、所有者不明土地問題と登記について、検討をおこなった。

物権法の改正に向けての基礎的考察として、人役権制度の比較法研究をおこなった。比較法研究の対象とした国は、ドイツである。

ドイツにおいて、近年におこなわれた法改正のうち、次のものを扱った。すなわち、ドイツ民法典の改正としては、保全土地債務の実行期に関する規定を強行法規に改めたものや、剰余共同制における家財道具の物上代位に関する規定を削除したもの、ドイツ倒産法の改正としては、一括清算ネットィング条項の倒産手続における有効性を基本的に承認したものである。

(5) 本研究と関連するテーマについて

第5に、本研究と関連するいくつかのテーマを扱った。具体的には、体系や体系思考の意義について検討をおこなったり、平成期における法解釈方法論の特徴を描き出したりした。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計21件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 水津太郎	4. 巻 92/4
2. 論文標題 相続による権利および義務の承継 899条の2と902条の2について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 62-79
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 水津太郎	4. 巻 92/2
2. 論文標題 抵当権にもとづく物上代位と相殺	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 126-130
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 水津太郎	4. 巻 91/9
2. 論文標題 法律学基礎論・法解釈方法論と平成の民法学	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 70-75
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 水津太郎	4. 巻 35
2. 論文標題 ドイツ将来債権譲渡論の現況：将来債権譲渡の構造について 海外金融法の動向（ドイツ）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 金融法研究	6. 最初と最後の頁 144-162
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水津太郎	4. 巻 2/6
2. 論文標題 消滅時効	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 民法研究	6. 最初と最後の頁 43-63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水津太郎	4. 巻 1532
2. 論文標題 相続と登記 相続による不動産物権の承継の対抗要件	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 48-54
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水津太郎	4. 巻 91/2
2. 論文標題 受寄者の返還義務と民法178条の「第三者」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 124-128
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水津太郎	4. 巻 80
2. 論文標題 人役権制度の比較法研究 ドイツ	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 177-185
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水津太郎	4. 巻 80
2. 論文標題 人役権制度の比較法研究 趣旨説明	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 168-169
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水津太郎	4. 巻 1525
2. 論文標題 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の制定	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 74-79
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水津太郎	4. 巻 60
2. 論文標題 民法典のわかりにくさとわかりやすい民法	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 埠頭	6. 最初と最後の頁 14-16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水津太郎	4. 巻 90/9
2. 論文標題 所有者不明土地と登記 (日本登記法研究会第2回研究大会) 解題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 67-67
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水津太郎	4. 巻 34
2. 論文標題 一括清算ネットティング条項の有効性に関するドイツ倒産法の改正 海外金融法の動向(ドイツ)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 金融法研究	6. 最初と最後の頁 148-165
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水津太郎	4. 巻 90/3
2. 論文標題 請負における注文者の報酬減額請求権の新設	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 119-123
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水津太郎	4. 巻 91/2
2. 論文標題 ドイツ剰余共同制における家財道具の物上代位規定 成立から削除にいたるまでの経緯	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学研究	6. 最初と最後の頁 63-97
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤澤治奈、白石大、荻野奈緒、齋藤由起、高秀成、水津太郎、鳥山泰志、根本尚徳、伊藤栄寿、山城一真	4. 巻 90/2
2. 論文標題 民法学のなやみ 「民法理論の対話と創造」を振り返って(下)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 105-115
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤澤治奈、白石大、荻野奈緒、齋藤由起、高秀成、水津太郎、鳥山泰志、根本尚徳、伊藤栄寿、山城一真	4. 巻 90/1
2. 論文標題 民法学のなやみ 「民法理論の対話と創造」を振り返って(上)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 101-111
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水津太郎	4. 巻 33
2. 論文標題 保全土地債務の実行期に関する規定の強行法規化 海外金融法の動向(ドイツ)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 金融法研究	6. 最初と最後の頁 146-160
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

[学会発表] 計2件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 窪田充見、水津太郎、横山美夏
2. 発表標題 ワークショップ：相続法改正における権利・義務の承継に関する規律の位置づけと課題
3. 学会等名 日本私法学会第83回(2019年度)大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 水津太郎
2. 発表標題 ミニ・シンポジウム「人役権制度の比較法研究」趣旨説明およびドイツ
3. 学会等名 比較法学会第81回(2018年度)学術総会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計8件

1. 著者名 片山直也、北居功、武川幸嗣、北澤安紀編 水津太郎他	4. 発行年 2020年
2. 出版社 慶應義塾大学出版会	5. 総ページ数 720
3. 書名 民法と金融法の新時代	

1. 著者名 鎌田薫、松岡久和、松尾弘編 水津太郎他	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 422
3. 書名 新基本法コンメンタール物権	

1. 著者名 潮見佳男、窪田充見、中込一洋、増田勝久、水野紀子、山田攝子編著 水津太郎他	4. 発行年 2019年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 266
3. 書名 Before / After相続法改正	

1. 著者名 秋山靖浩、伊藤栄寿、大場浩之、水津太郎	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 196
3. 書名 物権法	

1. 著者名 加藤新太郎、太田勝造、大塚直、田高寛貴編 水津太郎他	4. 発行年 2018年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 884
3. 書名 21世紀民事法学の挑戦上巻	

1. 著者名 民法理論の対話と創造研究会編 水津太郎他	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 323
3. 書名 民法理論の対話と創造	

1. 著者名 水津太郎、鳥山泰志、藤澤治奈	4. 発行年 2017年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 122
3. 書名 民法 物権判例30!	

1. 著者名 潮見佳男、北居功、高須順一、赫高規、中込一洋、松岡久和編著 水津太郎他	4. 発行年 2017年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 504
3. 書名 Before / After民法改正	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----